

## 介護予防・生活支援サービス事業(総合事業)について

### I 予防給付型及び生活支援型(サービスA)への移行時期

平成28年10月から、要支援認定者のサービス利用が想定される「予防給付型」及び「生活支援型」への移行を開始することとしたい。

また、移行の期間は、要支援認定の有効期間(現在は最大12ヶ月)が切れる方から順番に移行するため、開始から1年間を要する。

#### <今後のスケジュール>

|          |             |  |
|----------|-------------|--|
| 平成28年    | 3月          | 介護予防・生活支援サービス事業の方針決定   |
|          | 4月～         | 市民への広報<br>(市政だよりへの掲載 年2回を予定)<br>利用者や民生委員などに対する説明<br>(認定結果通知にチラシを同封、出前トークを開催)<br>事業者の管理者等に対する事務説明<br>(指定方法、請求事務など)<br>ケアマネジャーや地域包括支援センターへの説明<br>(移管するサービスのケアマネジメント)<br>生活支援型(サービスA)の従事者に対する研修<br>事業者の指定手続 |
|          | <u>10月～</u> | <u>予防給付型及び生活支援型の移行開始</u><br>⇒ 1年後移行完了  |
| 平成29年度以降 |             | 短期集中予防型(サービスC)及び地域における支え合いの体制づくり(サービスB)の移行開始(時期は未定)  |

### II 予防給付型及び生活支援型(サービスA)の単価案

介護保険の要支援1・2の認定を受けた方や、基本チェックリストに該当する「事業対象者」が利用する介護予防・生活支援サービス事業の単価案を示す。

- 1 予防給付型(給付相当のサービス)  
現行の介護報酬単価(加算を含む)を継続する。
- 2 生活支援型(基準等を緩和したサービス)  
現行の介護報酬単価の約78%とする。

### 3 サービス類型別の単価案

#### (1) 訪問型サービス

※1単位=10.21円

| サービス類型                      | サービス内容   | サービス単価   | 主な提供主体               |
|-----------------------------|--|--|----------------------|
| 予防給付型                       | ○従来の給付相当サービス<br>○居宅における入浴、排せつ、食事の介助（身体介護）、その他の生活全般にわたる支援（生活援助） | <u>介護報酬単価と同額</u><br>○週1回 1,168単位/月<br>○週2回 2,335単位/月<br>○週2回超 3,704単位/月  | 介護事業者のみ              |
| 生活支援型<br>(サービスA)            | ○基準等を緩和したサービス<br>○居宅における家事等を主とした生活援助のサービス<br>※身体介護はできない        | <u>介護報酬単価の78.3%</u><br>○週1回 915単位/月<br>○週2回 1,830単位/月<br>○週2回超 2,745単位/月 | NPO<br>民間企業<br>介護事業者 |
| 短期集中予防型<br>(サービスC)          | ○保健・医療の専門職が訪問し、日常生活の改善等に関する相談・支援を実施                            | 必要な経費（委託料）<br>※今後検討  | 介護事業者                |
| 地域における支え合いの体制づくり<br>(サービスB) | ○地域における生活支援の支え合い活動<br>(ゴミ出し・見守りなど)                             | 助成（補助金）<br>※今後検討   | 地域のボランティア団体          |

#### (2) 通所型サービス

※1単位=10.14円

| サービス類型                      | サービス内容  | サービス単価   | 主な提供主体               |
|-----------------------------|---|--|----------------------|
| 予防給付型                       | ○従来の給付相当サービス<br>○入浴・排せつ・食事等の介護、生活等に関する相談助言、健康状態の確認その他必要な日常生活上の支援と機能訓練等のサービス | <u>介護報酬単価と同額</u><br>○要支援1、事業対象者 1,647単位/月<br>○要支援2 3,377単位/月   | 介護事業者のみ              |
| 生活支援型<br>(サービスA)            | ○基準等を緩和したサービス<br>○通いの場において、体操やレクリエーション等を通じて生活機能・社会的機能の維持・向上を図る。             | <u>介護報酬単価の78.7%</u><br>○要支援1、事業対象者 1,296単位/月<br>○要支援2 2,592単位/月<br><加算><br>※送迎有り +90単位/月<br>※入浴有り +105単位/月 | NPO<br>民間企業<br>介護事業者 |
| 短期集中予防型<br>(サービスC)          | ○保健・医療の専門職により行われる生活改善等に向けた運動プログラム   | 必要な経費（委託料）<br>※今後検討  | 介護事業者                |
| 地域における支え合いの体制づくり<br>(サービスB) | ○地域における生活支援の支え合い活動（サロンなど）   | 助成（補助金）<br>※今後検討   | 地域のボランティア団体          |

### III 介護予防・生活支援サービス事業のサービス利用の流れ

介護予防・生活支援サービス事業の利用については、以下の手順としたい。

- (1) 区役所窓口においては、まずは、従来どおり要支援認定の申請を受け付ける。
- (2) 基本チェックリストに該当し、介護予防ケアマネジメントの依頼を届け出ることにより「事業対象者」として認定するのは、次の場合とする。
  - ① 要支援認定で非該当になった場合
  - ② 利用者などと相談のうえ、サービス事業のみの利用が適当と判断された場合

#### <手順による効果>

#### 1 サービス利用者、ケアマネジャー等の混乱の防止

基本チェックリストに該当する「事業対象者」の利用できるサービスは、介護予防・生活支援サービス事業のみに限定され、予防給付（訪問看護、福祉用具貸与など）の利用や、予防給付と介護予防・生活支援サービス事業の併用ができず、利用者やケアマネジャーの混乱等が予想されるため、要支援認定の申請を受け付け、混乱を防止する。

#### <参考：利用対象者と利用できるサービスとの関係>

|          | 予防給付                       | サービス事業             |
|----------|----------------------------|--------------------|
| サービス種別   | 訪問看護、ショートステイ、福祉用具貸与、住宅改修など | 訪問型サービス<br>通所型サービス |
| 要支援認定者   | ○                          | ○                  |
| 事業対象者（※） | ×                          | ○                  |

（※）基本チェックリストに該当し、介護予防ケアマネジメントを依頼することにより、サービス事業の対象となる者

#### 2 適切なケアマネジメントの実施

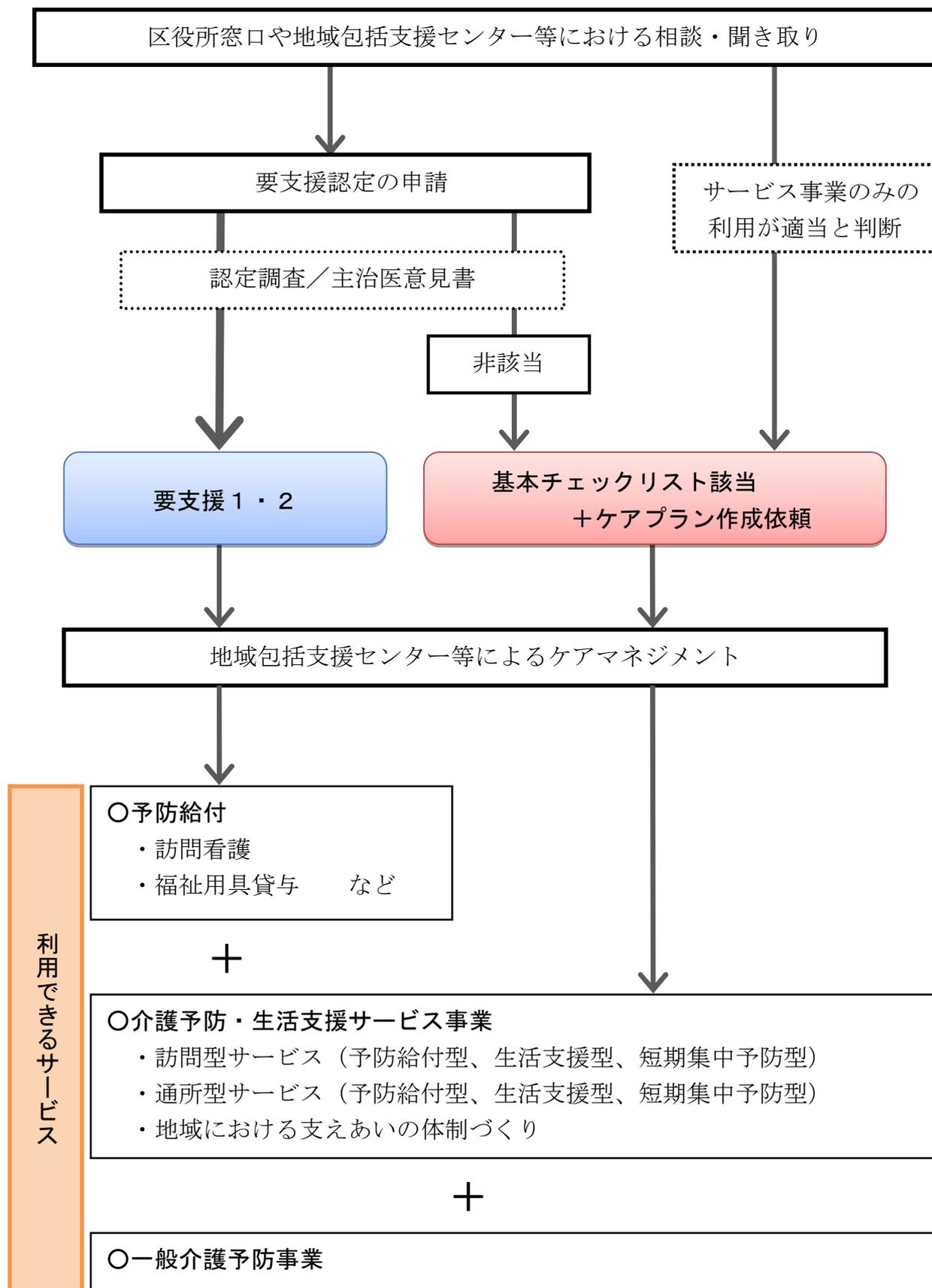
要支援認定を申請する場合、認定の訪問調査の結果や主治医意見書の情報を活用し、適切なケアマネジメントを実施することができる。

※次ページのイメージ図を参照

#### 3 迅速なサービスの利用

必要時、要支援認定の結果を待たずに、暫定プランによるサービスの導入が可能であり、また、サービス事業のみの利用が適当と判断できる場合は、基本チェックリストを活かして迅速にサービスを利用できる。

<サービス利用のイメージ図>



## IV 事業者説明会アンケート結果(参入意向)

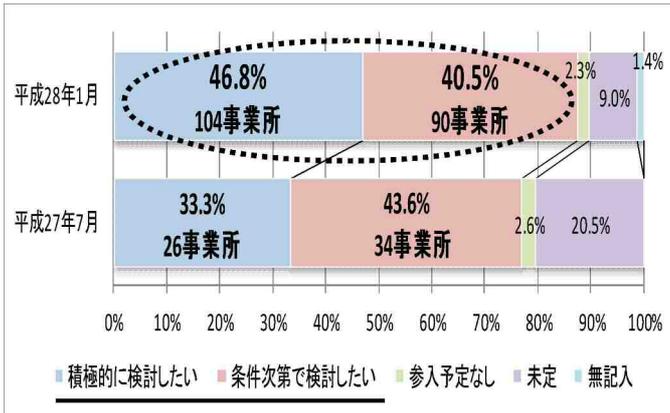
### 1 介護サービス事業者

※平成27年7月説明会：803事業所が参加、うち373事業所がアンケート提出(回収率46.5%)

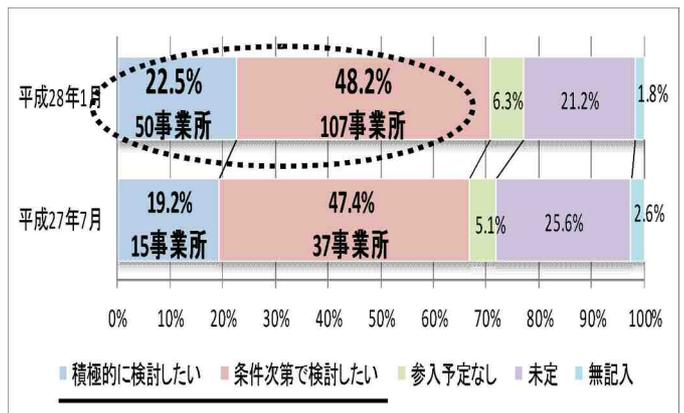
※平成28年1月説明会：1100事業所が参加、うち798事業所がアンケート提出(回収率72.5%)

#### 訪問型サービス

予防給付型 **87.3% (194事業所) が参入意向あり**

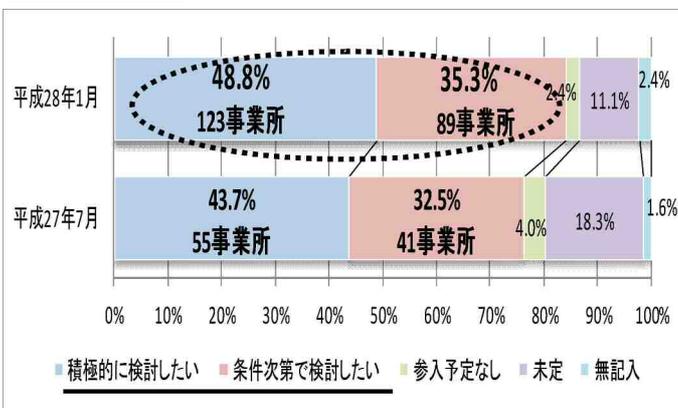


生活支援型 **70.7% (157事業所) が参入意向あり**

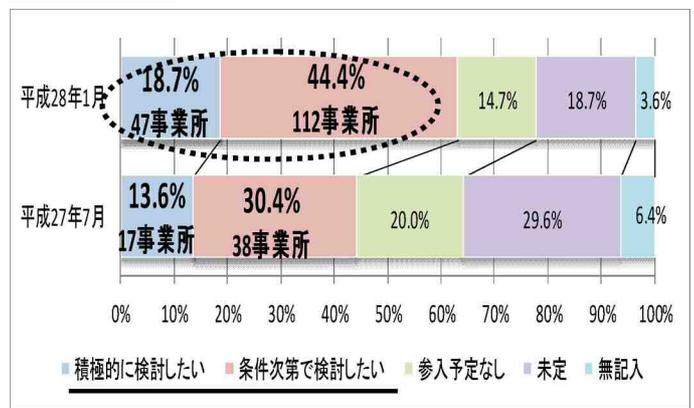


#### 通所型サービス

予防給付型 **84.1% (212事業所) が参入意向あり**



生活支援型 **63.1% (159事業所) が参入意向あり**



### 2 NPO・民間企業等

※平成27年8月説明会：45団体参加中28団体がアンケート提出

※平成28年1月説明会：26団体参加中15団体がアンケート提出

「積極的に検討したい」・「条件次第で検討したい」と回答した団体数

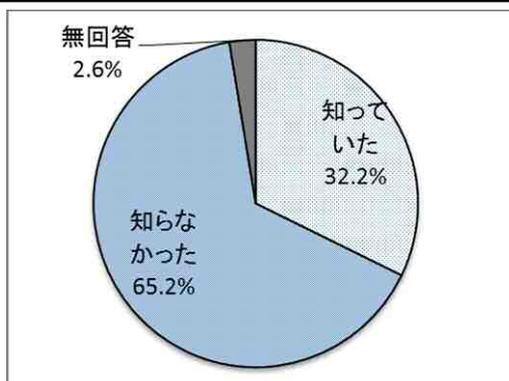
|         | 訪問型サービス |       | 通所型サービス |       |
|---------|---------|-------|---------|-------|
|         | 予防給付型   | 生活支援型 | 予防給付型   | 生活支援型 |
| 平成27年8月 | 1団体     | 12団体  | 3団体     | 11団体  |
| 平成28年1月 | 3団体     | 9団体   | 6団体     | 8団体   |

## V 「サービス利用意向調査」結果

○調査期間：11月2日（月）～11月20日（金）

○調査対象：要支援1・2に該当し、かつ、訪問介護もしくは通所介護を利用している  
3,000人（回収率58.6%）

### サービスの見直しについて



(参考)

平成26年度「生活支援等に関する実態調査」

○介護保険制度の見直しについて

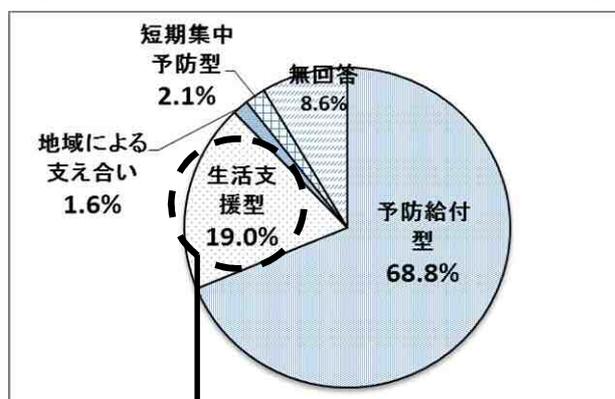
知っていますか？

|           |       |         |
|-----------|-------|---------|
| 知っている     | 8.0%  | } 20.1% |
| ある程度知っている | 12.1% |         |

### サービス利用意向

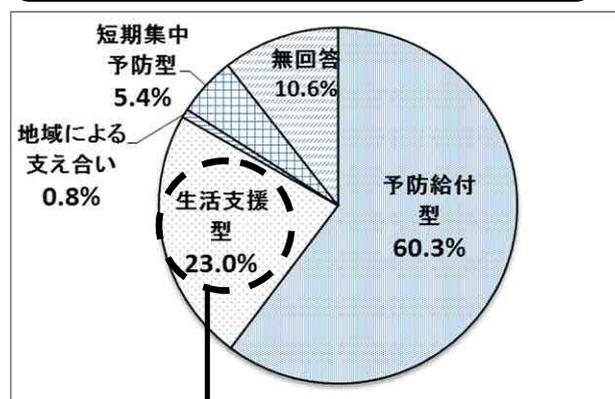
#### <訪問型サービス>

現在、訪問介護を利用中と回答した  
827人の利用意向

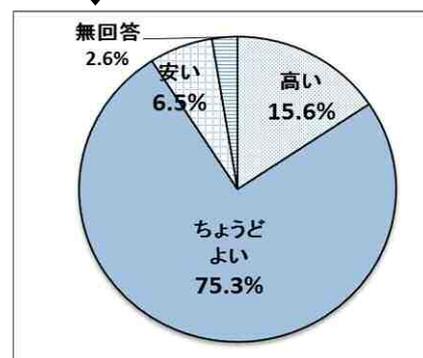
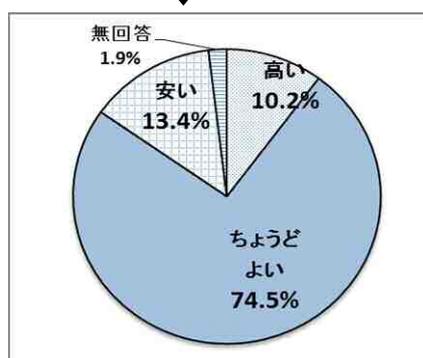


#### <通所型サービス>

現在、通所介護を利用中と回答した1,004  
人の利用意向



### 生活支援型の利用料金（7割）について



## 《参考》説明会等の開催状況（平成27年度）

### 1 北九州市議会（保健病院委員会）

|     | 開催日            | 説明内容  |
|-----|----------------|---|
| 第1回 | 平成27年10月5日（月）  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・制度改正の概要</li> <li>・サービス事業の種類、サービス内容</li> <li>・サービス事業移行後のメリット など</li> </ul> |
| 第2回 | 平成27年12月10日（木） | <ul style="list-style-type: none"> <li>・予防給付型及び生活支援型の単価設定の考え方</li> <li>・サービス事業利用の流れ</li> </ul>                    |

### 2 北九州市高齢者支援と介護の質の向上推進会議調整会議（市政運営上の会合）

|     | 開催日            | 説明内容  |
|-----|----------------|---|
| 第1回 | 平成27年8月20日（木）  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・制度改正の概要</li> <li>・サービス事業の種類、サービス内容</li> <li>・サービス事業移行後のメリット など</li> </ul> |
| 第2回 | 平成27年12月11日（金） | <ul style="list-style-type: none"> <li>・予防給付型及び生活支援型の単価設定の考え方</li> <li>・サービス事業利用の流れ</li> </ul>                    |

### 3 介護事業者、NPO・企業向けの説明会

|     | 開催日  | 説明内容  |
|-----|--|---|
| 第1回 | 平成27年7月8日（水）<br>平成27年7月9日（木）<br>＜対象＞市内すべての介護事業者              | <ul style="list-style-type: none"> <li>・制度改正の趣旨・概要</li> <li>・各サービスの内容、基準、単価</li> <li>・利用手続の流れ、事業者指定 など</li> </ul>               |
| 第2回 | 平成27年8月10日（月）<br>＜対象＞NPO法人・民間企業                              | <ul style="list-style-type: none"> <li>・制度改正の趣旨・概要</li> <li>・各サービスの内容、基準、単価</li> <li>・利用手続の流れ、事業者指定 など</li> </ul>               |
| 第3回 | 平成28年1月26日（火）<br>平成28年1月27日（水）<br>＜対象＞市内すべての介護事業者、NPO法人・民間企業 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・予防給付型と生活支援型について（サービス内容、基準、単価案）</li> <li>・サービス利用の手続</li> <li>・介護予防ケアマネジメント など</li> </ul> |

### 4 利用者アンケート調査

| 実施日  | アンケート内容   |
|--|---|
| 平成27年11月2日（月）<br>～11月20日（金）<br>＜対象＞要支援1・2に該当し、かつ、訪問介護もしくは通所介護を利用している3,000人 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・制度改正の認知度</li> <li>・サービス利用意向</li> <li>・生活支援型の単価</li> </ul> |

※その他、介護事業者等に対する出前講演・研修会を実施（計25回、参加者2,551人）